

# 平成27年第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 96号

平成27年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成27年12月7日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 平成27年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月18日（金曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 竹林 昌 秀   | 2番 川 西 米希子  |
| 3番 田 岡 秀 俊  | 4番 合 田 正 夫  |
| 5番 三 好 郁 雄  | 6番 白 川 正 樹  |
| 7番 白 川 年 男  | 8番 白 川 皆 男  |
| 9番 大 西 樹    | 10番 藤 田 昌 大 |
| 11番 松 下 一 美 | 12番 三 好 勝 利 |
| 13番 大 西 豊   | 14番 川 原 茂 行 |
| 15番 関 洋 三   |             |

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

2番 川 西 米希子                      3番 田 岡 秀 俊

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進                      議会事務局課長補佐 常 包 英 希

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義                      副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 斉 藤 賢 一                      総 務 課 長 齋 部 正 典

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 税務課長   | 脇 隆 博   | 住民生活課長   | 森 末 史 博 |
| 福祉保険課長 | 川 田 正 広 | 会計管理者    | 仁 木 正 樹 |
| 健康増進課長 | 見 間 照 史 | 建設土地改良課長 | 池 田 勝 正 |
| 産業経済課長 | 高 橋 守   | 琴南支所長    | 雨 霧 弘   |
| 仲南支所長  | 和 泉 博 美 | 学校教育課長   | 尾 崎 裕 昭 |
| 社会教育課長 | 長 森 正 志 | 水道課長     | 天 米 賢 吾 |
| 地籍調査課長 | 山 内 直 樹 | 企画政策課長補佐 | 宮 崎 雅 則 |

○**関洋三議長** おはようございます。

執行部企画政策課長、高嶋一博君欠席、葬儀のため、課長補佐、宮崎雅則君が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長、予算決算特別委員長、政策充実特別委員長から、会議規則第7条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、会議規則14条の規定に基づく議員提出意見書2件を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○**関洋三議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○**白川正樹議会運営委員長** 議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

12月17日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名全員出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 建設経済常任委員会の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長
- 日程第7 付託案件の委員長報告 政策充実特別委員長
- 日程第8 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長
- 日程第9 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 日程第19 議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 日程第20 議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算(案)第3号
- 日程第21 議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号
- 日程第22 議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第1号
- 日程第23 議案第17号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)第1号
- 日程第24 議案第18号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別補正予算(案)第1号
- 日程第25 議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号
- 議案第14号から議案第19号までの6議案は一括採決とさせていただきます。
- 日程第26 発議第1号 ヘイトスピーチ対策に関する意見書(案) 即決でお願いします。

日程第27 発議第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書(案) 即決でお願いします。

日程第28 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後2時45分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○**関洋三議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、川西米希子君、3番、田岡秀俊君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告(教育民生常任委員長)

○**関洋三議長** 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○**田岡秀俊教育民生常任委員長** おはようございます。それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月10日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の8議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査の経過の概要と結果を報告いたします。

まず、議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について、執行部より、平成28年度から町立の保育所・幼稚園を全て認定こども園に移行するため、一本化した保育料を定める必要がある。そのための条例制定であるとの説明を受けました。

委員より、保育料について保護者説明会を各地区で行ったとのことだが、第2子、第3子以降の減免部分の説明は行っているのかとの質疑があり、執行部より、説明は行っている。また後で個別に行うこともあるとの答弁がありました。

また、委員より、近隣市町と比べてまんのう町の保育料はどうかとの質疑があり、

執行部より、県内他の市町よりは低くしてあるとの答弁がありました。

次に、議案第5号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について、執行部より、発達障害等、気になる子に対する相談支援を、子供にかかわる保育士や幼稚園教諭、また保護者に対してアドバイスをするコーディネーターの活動拠点を旧仲南北幼稚園の跡に設置することによる条例制定である。なお、施行期日は公布日とし、適用については、既に開所式を行い、運営を開始しているため、本年10月26日からとしているとの説明がありました。

委員より、このコーディネーター事業はいつから行ってきたのかとの質疑があり、執行部より、平成25年度より教育委員会内で行ってきたが、しっかりした対応を行う上でさまざまな課題が見えてきたため、施設設置の必要性が高まってきたとの答弁がありました。

また、委員より、ひきこもり、不登校児への対応は行うのかとの質疑があり、執行部より、そちらはスクールソーシャルワーカーが対応しているが、気になる子には連携して対応するとの答弁がありました。

また、委員より、開所以後の相談状況について質疑があり、執行部より、かなりの相談があるようだが、まだ正式な数字は上がっていない。現在、子供の約7%が何らかの困難を抱えているとのデータもあるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について、執行部より、幼稚園から認定こども園への移行に伴い、現条例中の長炭・満濃南・四条・高篠幼稚園の削除を行うことによる一部改正であるとの説明がありました。

委員より、長炭は施設的にこども園として幼保の連携が図れると思うが、満濃南の幼稚園と保育所、四条、高篠の各幼稚園の場合は、こども園としての運営はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、満濃南の場合、現幼稚園に園長、保育所に副園長を配置し、幼保連携型こども園として園児の交流を図りながら保育・幼児教育を行っていく。四条、高篠の場合は、現幼稚園に園長、副園長を配置し、3歳から5歳の子供を対象に幼児教育を行う幼稚園型こども園として運営を行っていく。2号認定の子供、長期休業時期の預かりの時間は保育の提供となるとの説明がありました。

また、委員より、各こども園を将来統合して施設を建てかえる計画はあるのかとの質疑があり、満濃南幼保はそれぞれ築後34から35年経過しており、また施設も離れているため、今後、施設の検討が必要と考えている。四条、高篠についても、地域に保育所として委託しているいろは保育園もあり、また、現施設は、現在、ゼロ歳から2歳の受け入れ体制が整っていないため、今後、検討が必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員より、満濃南の幼保施設の場合、今のところ分園としての運営となると思われるが、卒入园式、運動会等の行事の調整は問題ないのかとの質疑があり、執行部より、行事などの調整は現在検討中であるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、執行部より、幼稚園から認定こども園への移行に伴い、現条例中の幼稚園の語句を削除するための一部

改正であるとの説明がありました。

委員より、こども園となっても給食費は変わりはないのかとの質疑があり、執行部より、同じである。ただ、消費税8%時には据え置いたが、10%時には検討することになるとの答弁がありました。

次に、議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について、執行部より、前議案第7号と同じで、幼稚園から認定こども園への移行に伴い、現条例中の幼稚園の語句を削除するための一部改正であるとの説明がありました。

次に、議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について、執行部より、全ての町立保育所のこども園への移行に伴い、町立保育所に該当する箇所を削除し、入所及び保育に関する箇所の改正、追加を行うための一部改正であるとの説明がありました。

委員より、公立保育所が全てこども園となるが、私立保育所であるいろは保育園はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、いろは保育園は保育所として認可を受けており、今のところ、今までどおりゼロ歳から5歳児の保育を行っていくことになるとの答弁がありました。

また、委員より、こども園の運営上、文科省と厚労省の所管事務の関係はどうなっているのか。運営面で支障はないのかとの質疑があり、執行部より、幼保連携認定こども園の所管庁は文部科学省と厚生労働省となっているが、制度運営上は県窓口の子育て支援課で一本化されているので支障はないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について、執行部より、全ての町立保育所・幼稚園のこども園への移行に伴い、現条例の一部改正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、各園の定員の決定方法について質疑があり、執行部より、現在の各施設の現状に合わせて決定したとの答弁がありました。

次に、議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、執行部より、平成28年度より、町内全ての幼稚園のこども園移行に伴い幼稚園が廃止となることにより、関係条例を廃止するものであるとの説明がありました。

全体として、ほかにそれぞれ質疑、意見もありましたが、執行部よりそれぞれ答弁があり、委員も理解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第5号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10

号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○関洋三議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 2点ばかり、ちょっと委員長にお尋ねしたいと思います。

1点目は、保育料の件について、平均より高いか安いかということで、他市町より安い部分があるということで納得されたようではございますけれども、例えば平均的に安いのか、それとも最高のところより安いのか、その根拠を示されたのか示されていないのか、それで納得したのかをちょっと1点。

それともう1点は、南幼稚園、四条、高篠の来年度からの給食のあり方ですが、今度、認定こども園になりますと、幼保が一つになって、南の場合やったら幼稚園と保育所があります。その中で保育所は当然給食をします。幼稚園の給食をどこが扱うのかということがちょっと気になるんです。今までやったら、小学校がして持って行きよったんですが、今度、保育園が認定されますと、やっぱり保育所は子供に対しての細かい給食の指導があって、例えばアレルギーがあればこうする、こうするといって全部決まっているんです。それが保育所ですると小学校でするとではちょっと対応が違うと思うんで、安くなったという根拠と、それともう一つは、今後の給食のあり方をちょっとどんな質問が出たか、出なかったか、それだけお聞きします。以上です。

**○関洋三議長** 答弁、委員長。

**○田岡秀俊教育民生常任委員長** それでは、藤田議員さんの質問にお答えいたします。

保育料については、平均的にはほかよりも安いという答弁があったということで、額についてという云々は質問の中にも答弁にも委員会の中ではありませんでした。

それから給食の出し方については、質疑も答弁も委員会の中ではなかったように思っております。以上です。

**○関洋三議長** 再質問、10番、藤田昌大君。

**○藤田昌大議員** 委員長を困らすつもりはさらさらないんですが、ただ、平均的に安いとかそういうのがあったんやったら、根拠があって示されたんだったら僕も納得するんですが、ただ言葉だけで示されたというのはちょっと根拠が弱いなと思って、そこだけ気になったんで、委員長に質問させていただきました。

それともう一つは、給食のあり方については、多分、僕の憶測ですけども、高篠、四条

については、小学校から行くんでないかなという憶測はしてます。ただ、認定こども園になって所管が一つになったんですね。それと保育所は、南も一緒だと思うんですが、極力、保育所に給食施設があるんで、南の場合は本来ならば、南保育所から今の現にある幼稚園型認定こども園になるんですね。そのほうへするのが本当でないかなと思いますし、四条、高篠については、現状維持で仕方ないだろうと思います。本来ならば違うことをするのが当たり前だと思うんですけども、やはりそういった部分を、所管がきちっとしていたんやったら、あっちこちいうのがちょっとややこしくなるんで、そういった部分では、今後の委員会の中で、どうなるかはっきりさせていただきたいなと思って質問しましたんで、答弁は要りませんので、意図はわかりましたか。ほんなら結構です。

○関洋三議長 答弁なしです。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第4 建設経済常任委員会の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第4、建設経済常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の建設経済常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

#### 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 おはようございます。それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月11日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、町長、副町長、所管課長の出席を求め、総務常任委員会を公開にて開会いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第1号と議案第3号の2件で、本会議に引き続き、執行部に詳細な説明を求め、審査を行いましたので、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、執行部より、番号法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用

する事務等を規定するもので、番号法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用を「独自利用」、同一機関内の複数の事務間の例えば町長部局内の各課間での特定個人情報の利用を「庁内連携」と表記したこと。また、番号法別表第1の国等の行政事務と町が条例により定めている事務は同一ではないことから、地方公共団体で個人番号を利用することができるよう条例を定めることとしたとの説明がありました。

委員より、個人番号の利用と特定個人情報の提供に関する事項を条例化し明文化する目的と、その利点について質疑があり、執行部より、従来はサービスを受けようとする申請者に資格判断のために証明発行手数料を負担してもらい、所得証明書等を添付してもらっていたが、条例に特定個人情報を提供できる医療費の助成事務や奨学金貸与事務等の事務名を明記することで、各所管課間で特定個人情報のやりとりが可能となるため、申請者の負担を軽減することができること。また、行政事務を執行する上でも、個人情報の取り扱いを明文化しておくことで事務の効率化を図ることができるとの説明がありました。

委員からは、外部に個人情報が漏えいすることのないようにデータ管理を徹底し、またチェック体制を万全なものにしておくよう意見がありました。

次に、議案第3号 まんのう町税条例の一部改正につきましては、執行部より、主な改正内容は、徴収猶予に関する改正、適正な条文に合わせるための改正、たばこ税に関する改正の三つに分けられるとの説明がありました。

徴収猶予に関しましては、国税の猶予制度が見直され地方税法が改正されたため、条例の改正を準則に基づき行うこととしたが、猶予金額と猶予期間は町の裁量となるため、県内の自治体と協議し、地方税法の規定を勘案した上で猶予金額を50万円、猶予期間を3か月と設定したこと、また、この要件を超える納税者に対しては担保を必要とするようになるとの説明がありました。

また、たばこ税関係では、紙巻きたばこ三級品について、経過措置として平成28年4月から平成31年4月までの間、たばこ1,000本当当たりの税率を毎年上げていくことになるとの説明がありました。

委員より、徴収猶予に係る徴収金の分割納付の条文内容について質疑があり、執行部より、地方税法には規定されていたが、条例に入れてなかったため新設したこと、この規定により担保を設定できるようになること、実務的には納税者に対し分納相談等を行っており、一括納付ができない場合は分納してもらっているとの説明がありました。

また、委員より、猶予金額を50万円とした根拠と効果について質疑があり、執行部より、地方税法で猶予金額を50万円としており、県内の大多数の自治体もその額に準じたことから同額としたこと、担保設定をして徴収を猶予する場合は延滞利率が下がるため、納税者にとっては有利に働くことになるとの説明がありました。

以上が議案審議であった主な質疑や答弁の報告であります。

それでは、付託されました議案につきまして、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その報告をいたします。

議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上が付託されました案件審査の報告であります。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○関洋三議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第6 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

**○関洋三議長** 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

**○松下一美予算決算特別委員長** それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

12月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第14号ないし議案第19号までの補正予算関係6議案であります。

12月15日に全員協議会室におきまして、委員全員出席のもと、町長、副町長、所管課長に出席を求め、慎重に審査を行いましたので、会議規則第41条の規定により、御報告いたします。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員でありますので、議案の説明や審査の詳細な報告は省略させていただき、主な質疑や意見、採決結果等を簡潔に報告させていただきます。

まず、議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号の審議では、総務費の若者住宅取得補助事業費の増額補正について、住宅用地を確保するために農地転用等の土地開発に係る許可条件を緩和しなければならない、昨年度より予算額が少ないが、見込みの件数は確かなのか、町の経済循環と活性につながる施策であり、積極的に推進すべきである等の発言が、同じく総務費の地域住民生活等緊急支援交付金事業のAR（拡張現実）アプリを活用した文化観光資源PR事業費の新規補正について、観光地等でスマートフォン等により観光案内等の付加情報を見るためのアプリ利用方法について、町内の観光地やうどん店、大川山の雨ごいや佐文の綾子踊りなどの情報を登録してはどうか、丸亀市が発注している事業であるが、人口割から考えても負担額が高額になっているのではないか等の発言がありました。

民生費の児童福祉総務費で放課後児童対策事業の新規補正については、建物の設計業者の選考方法はどうする予定なのか、諸支出金の基金費で子ども未来夢基金の増額補正については当初の見込み額を大幅に上回るようになった原因は何か等の発言が行われ、執行部より詳細な説明があり、委員もおおむね了承されたものと思われま

す。また、議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号ないし議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号までの審議につきましても、それぞれ執行部に詳細な説明を求め、委員より質疑や意見等もありましたが、了承されたものと思われま

す。それでは、本委員会に付託されました議案につきましても、次のとおり決定いたしましたので、御報告いたします。

議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算(案)第3号、全会一致で可決すべき。議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号、全会一致で可決すべき。議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可決すべき。議案第17号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可決すべき。議案第18号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可決すべき。議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可決すべきとすることで意見の一致を見ました。

以上で、予算決算特別委員会の報告を終わります。

**○関洋三議長** これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第7 付託案件の委員長報告(政策充実特別委員長)

**○関洋三議長** 日程第7、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

政策充実特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員長、大西豊君。

**○大西豊政策充実特別委員長** 第8回政策充実特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月14日、9時30分より、全員協議会室において、委員14名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、課長補佐出席により、第8回政策充実特別委員会を開催しました。

協議事項について、政策充実特別委員会に付託された案件は、議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての1議案であります。

まず最初、前回の委員会で要望した追加項目及び有識者会議後の正案の資料により、修

正箇所を中心に説明がありました。

1 番目、森、水、農業は互いに密接に結びつき、まちづくりの基礎となってきました。讃岐平野では香川用水やため池によるかんがいを行い、豊かな田園地帯を形成してきました。近年では、農業用水のパイプライン化も進めることで産地間競争力の強化を図っているところであり、今後も森、水、農業を尊重し、人と自然が共生するまちづくりを推進していくことが期待されます。

2 番目、荒廃山林再生事業の助成、地場木材の活用住宅の奨励、大工等の伝統技術を学び、継承する機会の創出。

3 番目、農家の高齢化が進み、農家単位での農地の維持は難しくなっていることから、集落営農を推奨していきます。

以上の追加項目の説明に加え、担当課長より、この計画で策定したい。K P I は総括的なもので、これら全部を一度に実施するのは不可能であり、優先順位をつけて予算措置やハード面の整備も行い、計画を進めてまいります。また、全国的には10月末までに4割強の市町村が策定されている。県内では、多度津町、綾川町は3月末に策定する予定です。

以上の報告を受け、委員より、まんのう町まち・ひと・しごと創生戦略の優先順位はどのようにつけるのかの質問に対して、担当課長より、まんのう町として何をしていくかというところが優先順位となる。それに対して交付金があれば有利に事業展開でき、ハード面を整備することができる。何をしていくかは、大所高所から見るが必要になる。

委員より、2-2ページの、有識者の意見、農家の高齢化のところ、希望する地区での実施ということだが、インパクトがない。

担当課長より、町の方向性を示した上で最善策をとっていくが、柔軟性を持たせた表現になっている。

委員より、各常任委員会に持ち帰り、次年度予算に反映する重点項目を絞り込むべきである。これから取り組む事業は、地域みずから取り組む熱意が必要であり、その中に交付税がある。

委員より、瀬戸内圏の交付税8,000万円がついているが、共同事業の中に満濃池も含めることはできないのか。

担当課長より、先駆的な事業でAR技術を活用するというので入れている。丸亀市が申請し、通ったので、各市町が負担金を出すことになる。まんのう町は2,700万円を予算計上し、丸亀市が一活して契約する。

議論の結果、議案第13号は全会一致で可とすることになりました。

以上で、会議規則第41条の規定に基づく委員長報告を終わります。以上です。

**○関洋三議長** これをもって、政策充実特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第8 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、PFI問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI問題対策特別委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 PFI問題対策特別委員会も報告を申し上げます。

本特別委員会は、12月14日、全員協議会室で、委員全員出席して、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、社会教育課長、中学校対策室の職員の出席を得て開催した。

今回は、対外交渉等の内容を審議するので、非公開とした。

冒頭に、町長の挨拶の後で、次の二つの原則の確認を行った。

一つ、町長の本定例会の経過報告の中で、今年度中の解決を図るとの明言があったが、議会も歩調をそろえる。

二つ、PFI契約を継続する前提でこの後の対応を図る。

次に、特別目的会社へサービス購入費の支払いを留保していることを、施設の品質問題の決着を得たことから、部分払いを早急に行う。その具体的な手法は、執行部の扱いに任せることを全員一致で採択した。

そして、議会提出を求めている執行部からの再発防止策の進捗の説明を求めて、議会の経過を踏まえながら品質問題の解決のための意見書作成していただいた、草薙先生と協議しながら起草しているとの回答を得た。

また、特別目的会社と主幹事会社へ、経過報告と今後の契約履行方針の提出を求めることは、全体の交渉と一体的に行う回答を得てこれを了承した。

終わりに、PFI契約は特別目的会社と町が力を合わせて住民の福利厚生をより効率的に推進することが目的であること、対外交渉のためには、町長と議会が一枚板となって対応することが住民の利益のために最も重要であることの再確認をした。

以上の文書提出や交渉の実質を2月末には終了して、3月議会は決着をつける手続の議会とすることを合意して審議を終えた。

以上、本定例会におけるPFI問題対策特別委員会の審議内容を御報告申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時22分**

**再開 午前10時40分**

**○関洋三議長** 休憩を戻して会議を再開いたします。

**日程第9 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について**

**○関洋三議長** 日程第9、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第10 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について**

**○関洋三議長** 日程第10、議案第3号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第11 議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等**

## に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第11、議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第5号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について

○関洋三議長 日程第12、議案第5号、まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号、まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第13 議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第13、議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第14、議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第15、議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 16 議案第 9 号 まんのう町保育所条例の一部改正について**

**○関洋三議長** 日程第 16、議案第 9 号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 17 議案第 10 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について**

**○関洋三議長** 日程第 17、議案第 10 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 10 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 18 議案第 11 号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について**

**○関洋三議長** 日程第 18、議案第 11 号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第19 議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について**

○**関洋三議長** 日程第19、議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題といたします。

本議案については、議長を除く議員の委員をもって構成する政策充実特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

それでは採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第20 議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号**

**日程第21 議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号**

**日程第22 議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号**

**日程第23 議案第17号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号**

**日程第24 議案第18号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号**

**日程第25 議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号**

**○関洋三議長** 日程第20、議案第14号から、日程第25、議案第19号までの6議案についてお諮りいたします。

日程第20、議案第14号から、日程第25、議案第19号までの6議案について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号までの6議案を一括採決いたします。

日程第20、議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号、日程第21、議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号、日程第22、議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、日程第23、議案第17号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号、日程第24、議案第18号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号、日程第25、議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号、本議案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号から議案第19号までの6議案に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号までの6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

## **日程第26 発議第1号 ヘイトスピーチ対策に関する意見書（案）**

**○関洋三議長** 日程第26、発議第1号 ヘイトスピーチ対策に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、白川正樹君。

**○白川正樹議員** ヘイトスピーチ対策に関する意見書（案）。

発議第1号 ヘイトスピーチ対策に関する意見書を、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は私、白川正樹。賛成者は川西米希子議員、川原茂行議員、松下一美議員、田岡秀俊議員、竹林昌秀議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

近年、国内では特定の国籍の外国人や人種、民族を排除する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが各地で行われており、大きな社会問題となっている。

特定の国籍、民族の外国人に対する発言に関係する裁判の判決が日本各地で行われ、その違法性を認める決定を行った。

また、2014年には、国際連合自由権規約委員会は日本政府に対しヘイトスピーチの禁止などの措置をとるべきとの勧告を行い、また、国際連合人種差別撤廃委員会でも規制を含めたヘイトスピーチへの適切な対応に取り組むことを強く求める勧告を行った。

本町においては、まんのう町人権擁護に関する条例を制定して、部落差別を初め、あらゆる差別を速やかに解消し、もって人権擁護の意識の高揚を図り、差別のない明るいまちづくりを推進しており、このことからヘイトスピーチは決して許されるものではないと認識している。

よって、国においては表現の自由に配慮しながらも、人権擁護の観点からヘイトスピーチに有効な対策がとれるような法律の整備が図られるよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか両院議長に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案についてはお手元に配付していますので、御賛同賜われますようお願いいたします。以上です。

**○関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 ヘイトスピーチ対策に関する意見書（案）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 27 発議第 2 号 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）

○関洋三議長 日程第 27、発議第 2 号 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、川原茂行君。

○川原茂行議員 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）。

発議第 2 号 森林・林業政策の推進を求める意見書を、まんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者は私、川原茂行。賛成者、松下一美議員、田岡秀俊議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

森林は食料、水、木材、エネルギー等の供給や地球温暖化対策の原因となる二酸化炭素吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産であります。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

こうした中で、本年 3 月、山村振興法が改正され、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出や定住の促進等が新たに基本理念に盛り込まれました。この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要になってまいります。

森林・林業政策の推進を求めるよう、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣ほか各大臣、両院議長に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付しておりますので、御賛同賜われますようお願い申し上げます。以上です。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第 2 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第2号 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第28 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成27年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月18日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員